

## 指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : (株)エスアイエー  
業者の住所 : 大阪市東淀川区瑞光4-7-18
- 2 指名停止措置期間 : 平成22年1月19日～平成22年4月18日(3ヶ月間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域
- 4 事実概要  
(株)エスアイエーは平成21年12月10日に行われた本社発注の「3D映像新規製作」の入札において、落札者と決定したにもかかわらず、平成21年12月14日に業務内容の認識差異(認識不足)を理由として契約を辞退した。
- 5 指名停止措置理由  
(株)エスアイエーが、契約を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17第48号)別表第2第14号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

(参考) <工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第2>

措 置 要 件	期 間
14 (不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

○問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

アーバンエース三宮ビル12階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026